

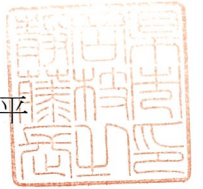
藤枝市告示第 37号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定により都市計画を変更したので、同条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成31年2月26日

藤枝市

上記代表者 藤枝市長 北村 正平



1 都市計画の種類及び名称

志太広域都市計画道路の変更 3・3・3号小川島田幹線  
3・4・59号大覚寺藤岡線  
3・5・23号葉梨高洲線  
3・5・61号田中平島線

2 都市計画を定める土地の区域

縦覧する計画図表示のとおり

3 縦覧場所

藤枝市役所 都市建設部 都市政策課